

訓 練

公 示

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>愛媛県伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、山口県上関町</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 令和7年11月29日9時28分</p>
	<p>発生場所 四国電力株式会社伊方発電所3号機</p>
	<p>発生場所の天候状況 晴れ</p>
	<p>放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし モニタリングポストの値：異常なし</p>
	<p>被害状況： 令和7年11月28日16時45分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（10条事象） 令和7年11月29日9時45分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（15条事象）</p>
<p>その他の特記事項</p>	
<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同発電所から概ね5 km圏内（PAZ）及び同発電所の予防避難エリアの住民等は、自治体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続すること。 ・予防避難エリアを除く同発電所から概ね5 kmから30 km圏内（UPZ）の住民等は、自治体の指示に従い、原則、自宅にて屋内退避すること。 ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。 今後、事態の推移や放射線モニタリングの結果等に応じて、屋内退避の解除や避難の指示等を行うので、屋内退避の対象となる地域の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動すること。 ・政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を愛媛県西予市のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の安全確保を最優先に、全力で対処していく。 現時点では放射性物質が放出される事態に至っていないので、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動すること。

令和7年11月29日10時50分